

施設内感染対策 について

村山保健所 保健企画課
感染症対策室



内容

- (1) 施設内感染対策について
- (2) 感染症集団発生等の報告について
- (3) まとめ



(1) 施設内感染対策について

感染成立の3要因



標準予防策とは？

・血液、体液、分泌物、嘔吐物、排泄物、創傷皮膚、粘膜等は感染する危険性があるものとして取り扱わなければならない、という考え方を基本とする予防策。手洗い、咳エチケット、環境清掃など。

日頃から標準予防策を実施し、施設職員と園児双方の感染リスクを減らしていくことが大切です。

標準予防策　＋　感染経路別対策

①飛沫感染対策

- 手指衛生
- 咳エチケット
- 換気　　など

コロナ、インフルエンザ、風疹等

②空気感染対策

- 発症者の隔離
- 換気
- ゾーニング　など

水痘、結核、麻疹等

③接触感染対策

- 手指衛生
- 備品や環境表面の消毒
- 手袋、エプロンなどの防護具着用

感染性胃腸炎、大腸菌、疥癬等

①手指衛生 ^{point!}

①アルコール製剤による手指消毒

- ・目に見える汚れがない場合



園児は「手洗い」を習慣に

②流水と石けんによる手洗い

- ・目に見える汚れがある場合
- ・血液・体液に触れた可能性がある場合
- ・下痢、嘔吐症状のある方に触れた場合



液体石けんが望ましい

タオルの共有はNG!
ペーパータオルもしくは、
個人用タオルを使用

手指衛生を行うタイミング



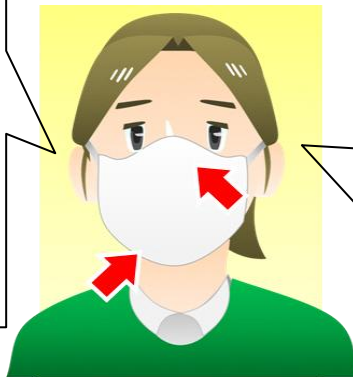
- 外遊びの後
- 食事・おやつ提供の前
- トイレの後
- 手袋やマスクなどの防護具を外した後
- 衣服の着替え介助の後
- 嘔吐物処理の後

- 年齢に応じた見守りや介助、手本を示す
- 園児等には「遊び」「達成感」をプラス！



②咳エチケット

プリーツを
広げ、あご
の隙間を
なくす



ワイヤーで
鼻の隙間を
なくす



1. マスクを正しく
着用する。

2. ハンカチや
ティッシュなどで
口や鼻を覆う。



3. 上着の内側や
袖で覆う。

感染症流行期間中や、感染症が疑われる事例が発生した場合・・・

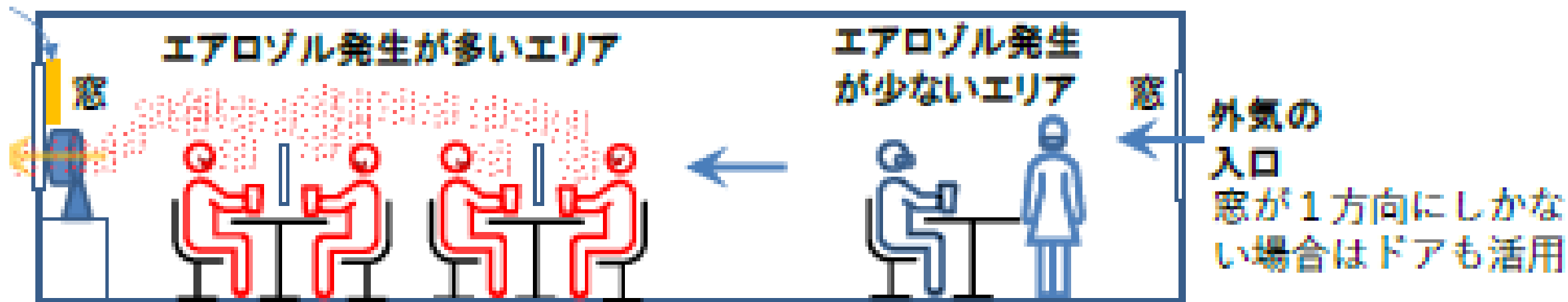
- ・ 職員がマスク着用等の飛沫感染対策を行う
- ・ マスクを着用できる年齢の児に対して、咳エチケットの実施を促す

(参考) 厚労省ホームページ「咳エチケットについて」より

③換気

飛沫核やエアロゾルの浮遊リスクが低い空間（人が少ないところ等）から、浮遊リスクの高い空間（人が多いところ等）に向けた気流をつくる。

※窓が2方向にある場合

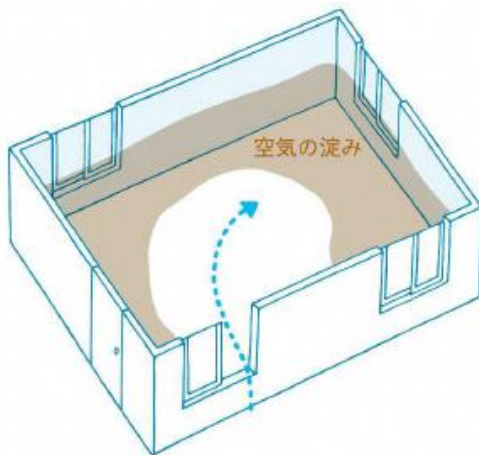


扇風機やサーキュレーターは
窓の外に向け空気を追い出す

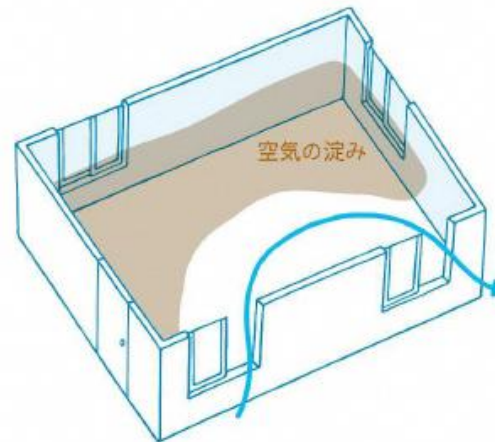
（参考）政府「新型コロナウイルス感染症対策分科会」：
感染拡大防止のための効果的な換気について（令和4年7月14日）

換気のポイント

風の流ができない

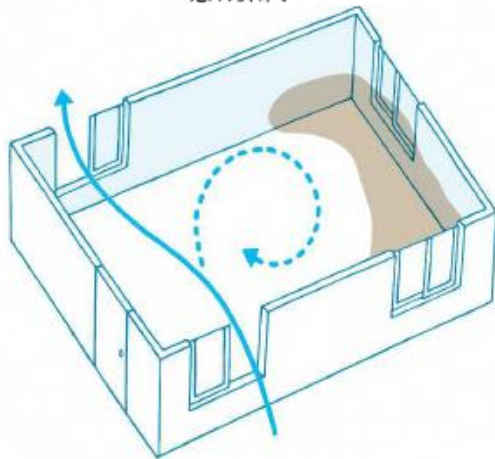


窓1カ所：



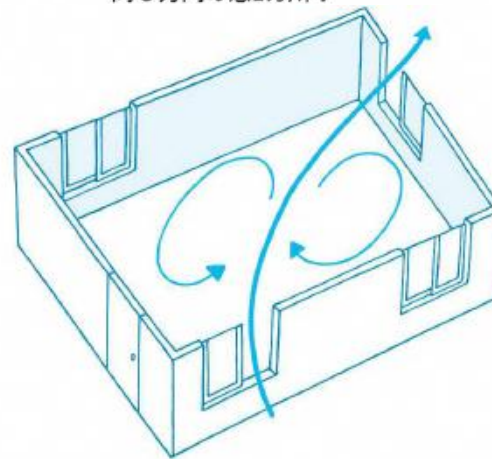
同じ方向の窓2カ所：

空気が部屋を循環する
(一部によどみあり)



二方向の窓2カ所：

新鮮な空気が部屋を
循環せず抜けてしまう



二方向で対角の窓2カ所：

部屋全体を
空気が循環する

- こどもの安全が守られていることが大前提
- 指詰めや転落に注意

④衛生管理（環境整備）

下痢嘔吐等の有症状者がいる場合には
塩素系消毒剤による消毒に切り替え、
流行している感染症に応じた清掃や消毒を！

- 保育室：ドアノブ、手すり、照明スイッチ等はアルコール消毒。
加湿器使用時は水を毎日交換。エアコンの定期的な清掃。
- 歯ブラシ：個人専用とし、誤って共有したり、保管時に他の児の
ものと接触したりしないように留意。
- おむつ交換：食事をする場所等と交差しない場所で。
使い捨て手袋や交換シート等を使用。
処理後は石けん手洗い。手順を職員で共有・徹底！

④衛生管理（環境整備）

下痢嘔吐等の有症状者がいる場合には
塩素系消毒剤による消毒に切り替え、
流行している感染症に応じた清掃や消毒を！

- トイレ：便器、ドア、ドアノブ、蛇口、床、サンダル等を清潔に。
よく触れる箇所の消毒。
- 園庭：動物の糞尿等は速やかに除去。
水たまりを作らないよう、おもちゃを放置しない。
飼育動物に触れた後の石けん手洗いを徹底。
- 砂場：寄生虫や大腸菌等による汚染の可能性あり。
遊んだ後は石けん手洗い。
夜間はシート等で覆い、動物が侵入しにくい構造に。
定期的に掘り起こし、砂全体を日光により消毒。

④衛生管理（遊具等の消毒）

	普段の取扱のめやす	消毒方法
ぬいぐるみ 布類	・定期的に洗濯する。 ・陽に干す（週1回程度）。 ・汚れたら随時洗濯する。	・^{おう}嘔吐物や排泄物で汚れたら、汚れを落とし、塩素系消毒薬の希釈液に十分浸し、水洗いする。 ・色物や柄物には消毒用エタノールを使用する。 ※汚れがひどい場合には処分する。
洗えるもの	・定期的に流水で洗い、陽に干す。 ・乳児がなめるものは毎日洗う。 乳児クラス：週1回程度 幼児クラス：3か月に1回程度	・嘔吐物や排泄物で汚れたものは、洗浄後に塩素系消毒薬の希釈液に浸し、陽に干す。 ・色物や柄物には消毒用エタノールを使用する。
洗えないもの	・定期的に湯拭き又は陽に干す。 ・乳児がなめるものは毎日拭く。 乳児クラス：週1回程度 幼児クラス：3か月に1回程度	・嘔吐物や排泄物で汚れたら、汚れをよく拭き取り、塩素系消毒薬の希釈液で拭き取り、陽に干す。
砂場	・砂場に猫等が入らないようにする。 ・動物の糞便・尿は速やかに除去する。 ・砂場で遊んだ後はしっかりと手洗いする。	・掘り起こして砂全体を陽に干す。

⑤健康観察の記録、予防接種について

- ・ 普段からこどもや施設職員の体調や症状、変化等を記録。
- ・ 定期予防接種の接種状況の確認。
- ・ 季節性インフルエンザワクチン： 1 3 歳未満は 2 回接種。
➡ 肺炎や脳炎等の予防。
- ・ 麻しん含有ワクチン： 2 回接種。（1 期を 1 歳児、 2 期を小学校入学前の 1 年間）
➡ 亜急性硬化性全脳炎（SSPE）等の予防。
- ・ 水痘ワクチン： 1 回目は生後 1 2 か月～生後 1 5 か月まで。
2 回目は 1 回目接種～ 3 か月後以降に接種。
➡ 先天性水痘症候群（四肢低形成等）、重症水痘等の予防。



(2) 感染症集団発生等 の報告について

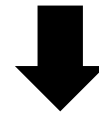
～その1～

全ての感染症

平成17年2月22日に

「厚生労働省雇用均等・児童家庭局長」から出されている通知

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」
(雇児発第0222001号)



保育所等の社会福祉施設等は、**感染症**または**食中毒**の
集団発生の状況が、報告基準に達した場合、
保健所に報告して、指示を求めるなどの措置を講ずること！

感染症等発生時にかかる報告基準

社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、**市町村等の社会福祉施設等主幹部局に迅速に**、感染症又は食中毒が疑われるもの等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、**併せて保健所に報告し**、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒によるまたはそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

一番多い報告は「イ」のパターン

※ある特定の時点において有症状者が10名以上又は全利用者の半数以上の場合。累計ではない。

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

(雇児発第0222001号) 平成17年2月22日より抜粋)

～その2～

インフルエンザ

昭和48年9月20日に

「厚生労働省公衆衛生局保健情報課長」から出されている通知

「インフルエンザの防疫対策について」

(衛情第102号)



保健所は、保育所、幼稚園等と連携し、

インフルエンザ様症状で、学級閉鎖、学年閉鎖、

休校等臨時休業を行った場合は、その処置の内容と

欠席状況等を把握すること！

※インフルエンザ様症状とは？

38℃以上の発熱 + 急性呼吸器症状（鼻水、鼻づまり、咽頭痛、咳のいずれか1つ以上）

インフルエンザ発生時の報告基準（要領）

（幼稚園、保育所、児童館、国立小・中・高校、私立高校用）

インフルエンザ様疾患集団発生報告の対象は、次の各号のいずれかに該当するに至った時点のものとし、その状況を速やかに報告するものとする。ただし、一旦報告したものが終息し、再び発生の場合には同様の報告を行うものとする。

- （1）インフルエンザ様疾患により、「**休校**」、「**学年閉鎖**」を行うとき
（それぞれ**学校早退**、**学年早退**又は**学級早退**を含むものとする）。
- （2）継続する集団発生で、「**学級閉鎖**」の処置であったものが、その後「**学年閉鎖**」もしくは「**休校**」に**変更**になったとき。
- （3）継続する集団発生で、「**学年閉鎖**」の処置であったものが、その後「**休校**」に**変更**になったとき。
- （4）幼稚園、保育所、児童館において学級閉鎖等の処置を行わないが、インフルエンザ様疾患患者が10名以上又は全児童（生徒）の半数以上発生した場合。

報告基準に達した場合には・・・

- ①県ホームページより、必要な様式をダウンロード・記載し
FAXかメールで提出

※感染症ごとに報告が必要な様式の種類が
異なりますので詳細は検索してご確認ください。

➡ 検索	村山保健所 感染症集団発生
------	---------------



- ②村山保健所に連絡（023-627-1105）



感染症別提出様式一覧

	インフルエンザ	新型コロナウイルス	感染性胃腸炎	その他の感染症
別紙様式 1	○	—	—	—
報告様式	—	○	○	○
チェックリスト	— 参考にお使いください	— 参考にお使いください	○	お問い合わせください
人数報告	—	収束時連絡	収束時連絡	お問い合わせください

※感染症別提出様式一覧は、村山保健所ホームページ上にも掲載しています。

(別紙様式1)

インフルエンザ様疾患集団発生状況調査票

令和 年 月 日

報告担当者所属・氏名

TEL

次のとおり報告します。

1 集団発生学校等名 (所在市町村名)		(市・町・村)							
2 ①集団発生年月日		令和 年 月 日 ()							
②処置変更年月日		令和 年 月 日 ()							
3 学校等の処置	処置内容 (該当項目を○で囲む) 処置期間・対象等説明	①休校 (学校早退を含む)							
		②学年閉鎖 (学年早退を含む)							
		③学級閉鎖 (学級早退を含む)							
		④処置なし							
4 集団発生時の状況	区分	全校(施設)人	※処置を行った学年、クラス等の状況						
			学年組	学年組	学年組	学年組	学年組	学年組	処置合計
			①在籍者数						
			②欠席者数						
			③り患出席者数						
④り患者数計(②+③)									
5 主要症状	①発熱 (℃～ ℃) ②頭痛 ③せき ④たん ⑤のど発赤 ⑥咽頭痛 ⑦鼻汁 ⑧吐気 ⑨悪寒 ⑩倦怠感 ⑪腹痛 ⑫下痢 ⑬筋肉痛 ⑭関節痛 ⑮腰痛 ⑯その他 ()								
6 その他									

(記入上の注意)

- 「2 ①集団発生年月日」には、インフルエンザ様疾患集団発生報告要領1の(1)の年月日を記入する。また、「2 ②処置変更年月日」には、同要領1の(2)及び(3)の年月日を記入する。
- 「3 学校等の処置」では、学校早退は「①休校」の欄に、学年早退は「②学年閉鎖」の欄に、学級早退は「③学級閉鎖」の欄に、その旨記入する。ただし、1学年1学級の場合は「②学年閉鎖」の欄に記入する。
また、学級閉鎖等の処置を行わないが、インフルエンザ様疾患集団発生報告要領1の(4)に該当する場合は「④処置なし」を○で囲むこと。
- 「4 集団発生時の状況」の②、③には、インフルエンザ様疾患以外の原因による欠席者、インフルエンザ様疾患以外の疾病のり患は含まない。「③り患出席者数」欄には早退者を含む。
また、※印欄には、学年閉鎖の場合は処置学年の閉鎖される直前の状況を、学級閉鎖の場合は処置クラスの閉鎖される直前の状況を記入する。
- 「5 主要症状」は、該当する症状を○で囲むこと。なお、発熱、その他の場合は()に症状等を記入する。

保育施設等における感染症集団発生時に係る報告

保育施設

報告年月日 年 月 日 ()

・施設の基本情報

施設名		TEL	
施設住所		FAX	
担当者氏名	職名:	氏名:	メールアドレス
施設長名			
園医	勤務先病(医)院名:		医師名:
在籍園児計 人	① 組(歳児)在籍 人	職員 人 【内訳】保育士 人、看護師 人、調理員 人、事務職 人、その他 人	
	② 組(歳児)在籍 人		
	③ 組(歳児)在籍 人		
	④ 組(歳児)在籍 人		
	⑤ 組(歳児)在籍 人		
	⑥ 組(歳児)在籍 人		
行事等	最近行った行事(月 日:)		

報告 する 疾患	☐ 新型コロナウイルス感染症	主な 症状	☐ 発熱
	☐ 感染性胃腸炎		☐ 発しん
	☐ その他の感染症		☐ 呼吸器症状(咳・痰・咽頭痛)
	(疾患名:)		☐ 消化器症状(腹痛・嘔吐・下痢・血便)
			☐ その他()

・初発状況

発生日	年 月 日 () 園児・職員
感染源等	
備考	

・新規発症者の経過

新規発症者の状況	園児 (在籍クラス名等)	職員 (担当クラス等)
月 日 ()	人 ()	人 ()
月 日 ()	人 ()	人 ()
月 日 ()	人 ()	人 ()
月 日 ()	人 ()	人 ()
月 日 ()	人 ()	人 ()
月 日 ()	人 ()	人 ()

・現在の状況

本日時点の有症状者数 名 ※累計ではありません	うち	検査キット等での診断確定者数 名
		重症・入院者数 名 → 入院医療機関:
園での対応		休園等の措置の有無: 有 ・ 無 (具体的に:)

記録者名

保育施設

<インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等 感染対策チェックリスト>

1 発生状況の把握

項目	チェック	備考
□1つのクラスやフロアに限局せず、感染拡大しているか。	限局・拡大	
□園児は他クラスやフロアを自由に行き来しているか。	いいえ・はい	
□現在、園児でトイレや食堂の共有があるか。	ない・ある	
□職員はクラスをまたいで保育等をしているか。	いいえ・はい	

2 感染拡大防止の対応について

項目	チェック	備考
□当園中に新たに発症した園児は集団隔離してケアを行っている。	はい・いいえ	
□換気・湿度・室温など施設環境を整備している。	はい・いいえ	
□クラス別に分離し、食事や保育を行っている。	はい・いいえ	
□食事やレクリエーション等の集団活動を可能な限り控えている。	はい・いいえ	
□園児や職員は、外出後や飲食前に手洗いをしている。	はい・いいえ	
□手洗いの石けんは液体石けんである。	はい・いいえ	
□アルコール消毒剤を配置している。	はい・いいえ	配置場所 ()
□職員のマスク着用を行っている。	はい・いいえ	
□今後予定している園行事はあるか。	有 ()	・無
□職員へ発生状況を周知し、有症状者の早期発見、まん延防止対策を徹底している。	はい・いいえ	
□速やかに職員の応援体制を組む、健康観察を強化するなど見守り体制を徹底している。	はい・いいえ	
□発症者(園児・職員)の療養期間はどのようにしているか。 ※発症後(発熱の翌日を1日目として)〇日を経過し、かつ、 解熱した後〇日を経過するまで 等	園児：	
	職員：	

3 関係機関との連携

項目	チェック	備考
□施設医へ連絡、相談をしている。	はい・いいえ	
□保護者への連絡、説明を行い(ポスター掲示やおたより配布)、園児の家庭での健康観察及び、咳・発熱等の症状のある児の受診を促している。	はい・いいえ	
□市町の社会福祉施設等担当部署への報告をした。	はい・いいえ	

※保健所記入欄(指導事項等)

保育施設

<感染性胃腸炎 感染対策チェックリスト>

1 発生状況の把握

項目	チェック	備考
□1つのクラスやフロアに限局せず、感染拡大しているか。	限局・拡大	
□有症状者のおむつ使用状況	あり・なし	
□園児は他のクラスやフロアを自由に行き来しているか。	はい・いいえ	
□園児は他クラスの園児とトイレを共有するか。	はい・いいえ	
□職員はクラスをまたいで保育等しているか。	はい・いいえ	
□有症状者のみが喫食したものや参加した行事はあるか。	はい・いいえ	
□調理従事者に有症状者はいるか。 (経口感染する感染症の場合の食品への二次汚染防止のため)	はい・いいえ	

2 感染拡大防止の対応について

項目	チェック	備考
□当園中に新たに発症した園児は集団隔離してケアを行っている。	はい・いいえ	
□園児や職員は排泄・排泄処理後や飲食前の手洗いを徹底している。	はい・いいえ	
□手洗いの石けんは液体石けんである。 ※ノロウイルスに関しては、アルコール消毒剤は効果にない為、液体石鹸と流水での手洗いを必ず行い、速乾性すり込み式手擦消毒剤のみで済ませないこと。	はい・いいえ	
□職員、園児の手洗い後の手拭きをペーパータオルに切り替えた。 または個人持ちのハンカチとしている。	はい・いいえ	タオル共用はないか？
□おむつ交換、嘔吐物処理、汚染されたリネン、嘔吐物で汚染された食器の取り扱いの時には使い捨て手袋、マスク、防水性のエプロンを使用している。	はい・いいえ	
□一処置一手袋、汚染したエプロンは他のケアの時に外している。	はい・いいえ	
□汚物はビニール袋等に密閉して移動している。	はい・いいえ	
□職員は嘔吐物処理の手順を確認し、共有している。 換気、嘔吐物拭き取り後に消毒を行っている。	はい・いいえ	
□嘔吐物処理の塩素濃度は0.1%である。 ※水2ℓにペットボトルのキャップ8杯(40ml)【ハイター等5%濃度の場合】	はい・いいえ	
□トイレ便座やドアノブ、テーブル、おもちゃ等、皆が触れる部分を次亜塩素酸ナトリウム(塩素濃度0.02%)で消毒している。 ※水2ℓにペットボトルのキャップ2杯(約10ml)【ハイター等5%濃度の場合】	はい・いいえ	※感染拡大が終息したら平常時の清掃にもどす。
□汚物の移動、保管場所、汚物処理場所は清潔区域(調理室や調乳室)と交わっていない。	はい・いいえ	
□調理従事者は感染者が発生しているクラスや汚染区域(汚物処理室等)等への出入りを控えている。	はい・いいえ	
□汚染されたオムツや服は施設では洗わず、保護者に返す場合は、ビニール袋に密閉して返却。消毒方法、処理時の使い捨て手袋、マスク、防水性のエプロン使用について情報提供を行っている。	はい・いいえ	
□今後予定している園行事はあるか。	有 ()	・無
□発症者(職員)への対応はどうしているか。※欠勤対応など		

3 関係機関との連携

項目	チェック	備考
□園医へ連絡、相談をしている。	はい・いいえ	
□保護者への連絡、説明を行い、園児の家庭での健康観察の協力要請や二次感染予防についての情報提供を行っている。	はい・いいえ	
□市町の社会福祉施設等担当部署への報告をした。	はい・いいえ	

※保健所記入欄(指導事項等)

□職員へ発生状況を周知し、手技を確認し、対応の徹底を図る。
□嘔吐物処理や有症状者の身体ケアに関わった職員の健康状態を観察する。※最大潜伏48時間
□症状回復後も1週間程度、長いと1ヵ月程ウイルス排出するため、手洗いの徹底を継続すること。
□その他：

(3) まとめ



施設での感染症の発生の前に・・・

- **ベースライン**の把握

普段から、施設内で咳、発熱、下痢、嘔吐などの有症状者がどのくらいいるか記録し、把握しておく。
予防接種の接種状況（園児・職員）をまとめておく。

- **地域で流行**している感染症の情報を把握

→ 山形県感染症発生動向調査（山形県衛生研究所）



※ インフルエンザ、コロナ、感染性胃腸炎などの流行状況について情報が確認できます。

感染症が発生したら初動が肝心！

①発生状況の把握

だれが？いつから？どんな症状か？同じ症状の子は？

②速やかに責任者へ報告

③感染症対策マニュアル等に基づき

「平常時の対策」 → 「感染症発生時の対応」 に切り替え

④職員間の情報共有、消毒等手技の統一、連携

⑤園医や保健所等関係機関に連絡し、対応や助言を仰ぐ

村山保健所ホームページに掲載されている各感染症の「チェックリスト」も参考に！



1	発生状況の把握
	項目
☐	1つのクラスやフロアに限局せず、感染拡大しているか。
☐	園児は他クラスやフロアを自由に行き来しているか。
☐	現在、園児でトイレや食堂の共有があるか。
☐	職員はクラスをまたいで保育等をしているか。
2	感染拡大防止の対応について
	項目
☐	当園中に新たに発症した園児は集団隔離してケアを行っている。
☐	換気・湿度・室温など施設環境を整備している。